

# 学校生活の心得

本校の生徒は、下記の学校生活の心得に基づいて行動する。

本校生徒は、学業と労働を尊び、心身共に健全な社会人となる資質を養わなければならない。明るい学校生活を送るために以下に明示する学校生活の心得を守り、常に本校の生徒としての誇りを持って行動しなければならない。

## 1 学 習

学習することは、定時制高校生の本務であることを自覚して、真剣な態度で学習に励もう。

- (1) 始業とともに自分の定められた席に着席する。授業の始業・終業には、学級委員の合図により起立・礼をする。
- (2) 考査には最善の努力をして、公正な態度で受験する。考査期間中の座席は出席番号順に着席する。
- (3) 給食時間までに登校して夕食を摂り、授業予鈴時刻までに教室に入る。欠席・遅刻・欠課の場合には事前に学級担任へ連絡する。
- (4) 早退・外出の場合は学級担任の許可をもらう。帰宅後直ちに学級担任へ報告する。
- (5) 授業中にガム・ジュース等飲食物を絶対に摂らない。授業中のスマートフォン等の使用を禁止する。

## 2 校 内

同じ校舎を全日制と共有していることに心を配り、爽やかな気持ちで学校生活が送れるように心がけよう。

- (1) 校内の清潔・整頓に心がけ、当番は下校時には教室の整備と戸締まりをする。
- (2) 言葉遣いに気をつけ、粗暴な言動は慎む。
- (3) 校舎・教具等公共物の取り扱いには慎重にする。破損した場合には学級担任に届け出て指示を受けること。本人の責任による破損は実費弁償とする。
- (4) 教科書・ノート等は教室に放置しない。持ち帰れない場合は指定されたロッカーに整頓して入れておく。(持ち物は記名しておくこと)
- (5) 紛失物・拾得物のあった時には、速やかに生徒指導部に届け出る。
- (6) ロッカー、教室、食堂等の諸掲示の内容に注意する。掲示をする場合は生徒指導部の指示に従う。
- (7) 指定のスリッパ・体育館シューズを指示に従って履き、上下の区別をする。
- (8) 火気・電灯の始末に注意し、冷暖房器具は指示に従って操作する。

## 3 常に高校生としての品位を保ち良識に基づいた責任ある行動

- (1) 岐阜県青少年健全育成条例を守り、風紀上好ましくない場所への立ち入りはしない。
- (2) 飲酒、喫煙（電子タバコを含む）、違法薬物、及び賭博行為はしない。
- (3) SNS等への個人情報の流出及び、他人の誹謗中傷等はない。
- (4) 保護者・職場の担当者以外の車による送迎は認めない。

- (5) 身分証明書は常に携帯し、定期乗車券の購入等、求められれば呈示する。
- (6) 交通事故・不測の事態の発生・住所変更・職場変更・校外補導を受けた等の場合は直ちに学級担任に申し出て指示を受ける。

#### 4 服装規定

- (1) 髪は清潔にし、髪染め、脱色、パーマ等を禁止する。
- (2) 服装は学習するにふさわしい清楚・端正なものであること。
- (3) 式典等の時は、制服(学生服、ブレザー型制服)または、黒、紺を基調としたスーツ、ブレザー、ワンピース、ツーピースを着用する。

#### 5 運転免許取得及び運転

- (1) 自動車等の免許取得は原則として禁止する。
- (2) 普通免許取得については、次の条項(ア～ウ)に適合すれば、免許取得を校長が許可する。  
申し出は学級担任を通して行い、学級担任は本人及び保護者等より事情を聞き、その判断のもとに生徒指導部を通じて職員会議に諮るものとする。
  - ア 18歳以上に達し、保護者の承諾のある場合
  - イ 生徒指導上の問題がなく出席良好で学習態度が真面目であること。また、授業料等未納がないこと。
  - ウ 自動車学校へ入校する時期は、原則として、長期休業中(春季休業・夏季休業)とする。  
また、自動車学校教習等による欠席は認めない。
- (3) 二輪車の免許取得は許可しない。
- (4) 普通車による通学については、次のとおりとする。
  - ア 通学には原則として使用を禁止する。
  - イ 20歳以上の生徒に関しては、雇用主の申し出と保護者の承諾により勤務上必要で通学に自動車が必要な場合にのみ認める。
  - ウ 二輪車は使用禁止とする。
  - エ 自動車による通学については、申し出により前後期初めに職員会議に諮り校長が最終的に判断する。
  - オ 学校の指導に従えない場合は、直ちに許可を取り消すこととする。
  - カ 生徒指導上問題がない生徒のみ認める。